

資料13 特定粉じん発生施設の規制基準

令別表第二の二項番号	特定粉じん発生施設	規模	規制基準
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破砕機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		

(注) この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品製造の用に供する施設に限り 湿式のもの及び密閉式のものを除く

資料14 航空機騒音に係る環境基準について

(昭和48.12.27)
環 告 154)

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表とすると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表とすると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位 W E C P N L）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算 式

$$\overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議p u b / 179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩（s l o w）とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善の目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料15 騒音規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

施設		備考
施設の種類	機械名	
1 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kw以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。 矯正プレスを除く。 呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。 原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。 タンプラスト以外のものであって 密閉式のものを除く
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	
	ニ 液圧プレス	
	ホ 機械プレス	
	ヘ せん断機	
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
リ プラスト		
ヌ タンブラー		
2 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
4 織機		原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。
6 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
7 木材加工機械	イ ドラムバーカー	原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。
	ロ チッパー	
	ハ 碎木機	
	一 帯のこ盤	
	ホ 丸のこ盤	
	ヘ かな盤	
8 抄紙機		原動機を用いるものに限る。
9 印刷機械		
10 合成樹脂用射出成形機		原動機を用いるものに限る。
11 鋳造型機		
		ジルト式のものに限る。

資料16 騒音規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く

資料17 振動規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (ア) 液圧プレス（矯正プレスを除く）
 - (ロ) 機械プレス
 - (ハ) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
 - (ニ) 鍛造機
 - (ホ) ワイヤフォーマシングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - (ア) ドラムバーカー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造型機（ジルト式のものに限る。）

資料18 振動規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい打機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料19 公害関係事犯検挙状況

(平成7年中)

署別	法令法	廃棄物処理		水濁法		砂利採取法		河川法		と畜場法		自然公園法		漁業法等		海岸法		へい獣処理法		自然環境保全条例		合計		前年同期	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
岩美		0	0											0	0							0	0	1	1
鳥取		0	0											0	0							0	0	4	4
郡家		2	1											0	0							2	1	5	6
智頭		0	0											0	0							0	0	0	0
浜村		5	7											0	0							5	7	3	3
倉吉		3	6											1	1							4	7	0	0
八橋		3	3											0	0							3	3	2	6
米子		22	18											0	0							22	18	1	1
境港		3	3											0	0							3	3	7	7
溝口		0	0											1	3							1	3	4	5
黒坂		0	0											0	0							0	0	1	2
合計		38	38											2	4							40	42	/	/
前年同期		20	23											8	12							/	/	28	35

公害苦情取扱い状況

(平成7年中)

措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	合計
措置別	話合いあっせん				9						9
	警告・指導		2		60			2	2	1	67
	検挙										
	他機関通報							2			2
	措置不能				84					1	85
	その他										
前年苦情受理件数			1		88			1	9	2	101

資料20 平成7年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境政策課

(単位 千円)

事業名	7年度予算	備考
(目) 環境保全費	204,505	
清掃指導費	95,224	合併処理浄化槽設置推進事業費 49,999 一般廃棄物処理指導費 3,866 浄化槽指導費 3,301 産業廃棄物処理指導費 15,883 廃棄物不法投棄防止対策推進事業費 12,763 産業廃棄物適正処理推進事業費 840 一般廃棄物減量化再生利用推進事業費 2,279 環境美化推進事業費 6,293
環境保全行政費	5,834	環境保全推進費 2,525 審議会等開催費 2,181 環境の保全に関する条例整備検討事業費 1,128
大気汚染防止対策費	10,730	ばい煙調査費 2,336 環境汚染物質調査費 5,037 汚染物質排出量調査費 136 自動車排出ガス汚染調査費 3,221
水質汚濁防止対策費	51,805	ゴルフ場周辺水質調査指導事業費 2,446 公共用水域等水質調査費 31,413 事業場排出調査指導費 4,858 湖山池水質浄化対策推進費 3,823 中海水質汚濁防止対策協議会運営費 637 水質浄化対策推進費 2,138 中海湖沼水質保全計画推進費 5,522 環境基準類型あてはめ推進事業費 968
騒音防止対策費	752	
振動防止対策費	767	
悪臭防止対策費	2,082	
地盤沈下防止対策費	1,403	
海水浴場整備促進指導費	225	
環境影響評価推進費	3,307	
ウツン残土堆積場環境調査費	9,020	
地球にやさしい地域環境づくり推進事業費	12,427	
環境教育推進事業費	3,211	
生活排水対策推進事業費	7,018	
計	204,505	

◎ 自然保護課

(単位 千円)

事業名	7年度予算	備考
(目) 環境保全費	529,863	
自然保護行政費	4,611	自然保護行政費 1,676 自然環境保全基礎調査 2,935
自然保護対策費	17,891	自然保護用地管理事業費 876 大山頂上保全管理事業 901 鳥取砂丘景観管理費 16,114
保全地域調査及び管理費	1,776	自然環境保全地域調査及び保全管理費 1,776
公園調査及び管理費	40,747	公園調査指導費 325 国立公園施設管理費 32,480 (国立公園清掃活動費補助金) (6,400) 国定公園施設管理費 588 自然歩道施設管理費 7,354
公園等施設整備事業費	189,230	国立公園施設整備事業費 88,000 国定公園施設整備事業費 48,000 中国自然歩道再整備事業費 47,100 県立公園施設整備補助金 6,130
氷ノ山自然ふれあいの里整備事業費	249,708	自然ふれあい館整備費 126,221 周辺野外施設整備費 123,487
自然環境保全審議会費	2,398	自然保護部会費 1,107 温泉部会費 1,291
温泉振興対策費	6,508	温泉調査指導費 882 温泉保全調査事業 5,626
自然保護思想普及啓発事業費	5,771	ふるさとの自然観察会事業 2,449 自然観察健康ウォーク事業 1,082 自然観察指導員設置事業 2,240
自然科学館管理運営費	11,223	大山自然科学館管理運営費 1,655 山陰海岸自然科学館管理運営費 4,083 山陰海岸自然科学館展示水槽 4,300 大山自然科学館マルチスフイド補修 1,185
合計	529,863	

() は内書

資料21 市町村の環境保全行政機構

市町村名	環境保全行政担当部・課名	環境審議会設置	電話番号(代表)
鳥取市	生活環境部環境課	○昭和47. 10. 13	(0857)22-8111
米子市	環境部環境課	○平成6 8 11	(0859)22-7111
倉吉市	生活環境部環境課	○" 6 8 1	(0858)22-8111
境港市	環境部環境対策課	○" 6 9 30	(0859)44-2111
国府町	健康対策課	○" 3 7 4	(0857)22-0111
岩美町	生活環境課	○" 2 3 30	(0857)73-1411
福部村	住民課		(0857)75-2111
郡家町	福祉課		(0858)76-0205
船岡町	町民課	○" 6 4 1	(0858)72-0044
河原町	健康対策課	○" 6 12. 22	(0858)85-0011
八東町	ふれあい課	○" 6 10. 1	(0858)84-2111
若桜町	町民課	○" 7 7 11	(0858)82-1111
用瀬町	地域振興課		(0858)87-2111
佐治村	民生課		(0858)88-0211
智頭町	福祉課	○" 8 9 26	(0858)75-3111
気高町	町民福祉課	○平成6 7 1	(0857)82-0011
鹿野町	町民課		(0857)84-2011
青谷町	創生企画課	○平成4 5 20	(0857)85-0011
羽合町	町民課	○" 6 11. 11	(0858)35-3111
泊村	住民課	○" 7. 7 1	(0858)34-3111
東郷町	町民課	○" 6. 9 30	(0858)32-1111
三朝町	健康対策課	○" 46. 4. 1	(0858)43-1111
関金町	町民課	○平成6 10. 1	(0858)45-2111
北条町	町民課	○" 6 10. 1	(0858)36-3111
大栄町	保健課	○" 6 10. 1	(0858)37-3111
東伯町	町民生活課	○" 6 10. 1	(0858)52-2111
赤碕町	町民課	○" 6 10. 3	(0858)55-0111
西伯町	企画開発課	○" 48. 3 24	(0859)66-3111
会見町	建設課	○平成3 6 29	(0859)64-2211
岸本町	町民課		(0859)68-3111
日吉津村	住民課	○平成7. 3 28	(0859)27-0211
淀江町	企画調整課	○昭和47. 7 1	(0859)56-3111
大山町	企画課	○" 48. 4 1	(0859)53-3311
大名町	環境整備課	○平成7 4 1	(0859)54-3111
中山町	福祉保健課		(0858)58-2111
中日南町	企画課		(0859)82-1111
日野町	環境整備課		(0859)72-0331
江府町	環境整備課		(0859)75-2211
溝口町	町民課		(0859)62-0711

資料22 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和47 10 13	47 10 13
米子市環境保全条例	47 6 28	47 7 1
倉吉市公害防止条例	48 9 13	49 1 1
境港市公害防止条例	48 12 24	49 6 1
大栄町環境保全条例	48 12 14	49 1 1
大山町環境保全条例	48 7 2	48 7 2
赤碓町環境保全条例	49 3 30	49 3 30
東伯町環境保全条例	54 10 1	54 10 1
三朝町環境保全条例	54 3 27	54 9 27
西伯町環境保全条例	49 3 23	49 3 23
岩美町環境保全に関する条例	60 3 22	60 3 22
日吉津村環境保全に関する条例	60 11 15	60 11 16
岩美町水道水源保護条例	H 2 3 30	H 2 3 30
淀江町公害防止条例	2 7 26	2 7 26
国府町環境保全条例	3 3 30	3 4 1
中山町環境保全条例	4 3 24	4 3 24
青谷町環境保全条例	4 5 18	4 5 20
会見町公害防止条例	4 10 1	5 4 1
名和町環境保全条例	7 3 22	7 4 1
関金町環境保全条例	6 10 1	6 10 1
羽合町環境保全条例	6 . 10 . 1	6 . 10 . 1
東郷町環境保全条例	6 9 30	6 10 1

資料23 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締結当事者		業種	締結年月日	備考	
市町村等	締結企業（工場）等				
鳥取市	トステム鳥取(株)	金属製品	S48.12.28	工業団地進出企業との協定	
	鳥取旭工業(株)	〃	50.12.29		
	上原メッキ工業	〃	〃		
	太洋住研ホーロー(株)	〃	〃		
	(株)山陰カフー総合現像所	写真現像	〃		
	(株)アサヒメッキ	金属製品	〃		
	協同組合鳥取鉄工センター他8社	金属製品等	51.7.26		
	(協)鳥取菓子工業センター他3社	食品製造	52.9.10		
	三洋製紙(株)	製紙	〃		
	鳥取三洋電機(株)	電機製品	51.4.1		
	鳥取ダイヤモンド電機(株)	〃	57.9.8		組合立会
	大同端子製造(株)	〃	〃		
	丸栄金属製作所	機械製品	〃		
	(株)サンライズ	食品製造	63.7.1		
	リコーマイクロエレクトロクス(株)	電気製品	63.8.1		
	(株)スイデン	電気器具	H2.7.10		
	ユニオンケミカー(株)鳥取工場	その他製品製造	3.3.27		
加藤金属興業(株)	金属製品	4.12.9			
(株)正光	〃	6.4.18			
住民	鳥取県	工業試験場 汚水処理施設	S52.1.10	市立会	
米子市	米子市	清掃工場建設	S52.8.19	市議会立会	
〃	アスファルト合材(株)	アスファルトプラント	56.10.20	市立会	
〃	日建工業(株)	宅地開発	61.5.9	〃	
〃	日清ハム(株)	食品加工業	61.11.15	〃	
倉吉市	日本チップ工業(株)	製材業	S47.2.16	住民立会	
	(株)明治機械製作所	機械・器具製造業	47.7.20	〃	
	関金生コン(株)	生コンプラント	48.2.14	〃	
	東伯町長他	清掃工場建設	48.10.22	〃	
	倉吉市農業協同組合	畜産業	49.9.27	〃	
	(株)倉吉インターヒルズゴルフクラブ	ゴルフ場	H3.6.10	〃	
	白山環境開発(株)	最終処分場	元.11.24	県立会	
住民	打吹建設(株)	建設業	S47.11.8	市立会	
〃	神鋼機器工業(株)	機械	50.2.21	〃	
	中部広域行政管理組合	し尿処理場	H3.12.26	市立会	
	大川塵清掃	産業廃棄物処理業	4.7.6	〃	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等			
倉 賀 市	中部広域行政管理組合	一般廃棄物処理施設	H 8 3 29	市立会
境 港 市	日本石油(株) (有)錦海化成 三光(株)	石 油 魚 腸 骨 処 理 場 産 業 廃 棄 物 処 理 業	S 49. 9 . 20 H 元 . 2 . 16 4 . 7 . 14	
国 府 町	鳥取協同畜産(株)	畜 産	S 63. 7 . 25	
岩 美 町	三洋エクセル(株) (有)鳥取ダンレックス	一 次 電 池 製 造 業 中 間 処 理 施 設	S 58. 5 . 7 H 3 . 8 . 27	住民立会 県立会
郡 家 町	山根金属工業(株) (有)ウェルド	金 属 製 品 "	H 2 . 11 . 17 3 2 2	
河 原 町	鳥取八木電子(株) 日光電子工業(有)	電 気 製 品 製 造 "	S 48. 10 . 19 49. 10 . 29	
八 東 町	山本和正 昭和樹脂化工(株) 朝倉 勲 八東町農業協同組合	畜 産 化 学 製 品 畜 産 "	S 49. 1 . 14 51. 7 . 30 51 12 8 53. 4 . 15	
智 頭 町 "	(株)楽粹 (株)ツルミプラ	食 品 製 造 業 化 学 製 品	S 63. 6 . 10 63. 11 . 24	県立会
青 谷 町	岸本三光堂 鈴与トラックステーション(株) ユージー産業(株)	事 務 用 紙 製 品 石 油 各 種 樹 脂 製 品	H 3 3 27 5 . 6 . 18 8 4 1	
鹿 野 町	(株)三松エレクトクス	電 子 基 盤 製 造	H 6 7 . 5	県立会
気 高 町 住 民	旭国際開発(株) (株)プラスサービス	ゴ ル フ 場 産 業 廃 棄 物 中 間 処 理	H 6 . 12 . 20 H 7 8 . 21	町立会 住民立会
羽 合 町	倉吉魚市場(株) 鳥取県	水 産 食 料 品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	S 47. 6 . 1 51. 5 1	
泊 村	富士西産業(株) 日本海生コン株式会社 八幡生コン株式会社 東郷町	食 料 品 製 造 生 コ ン プ ラ ン ト " 排 水 処 理 施 設	S 48. 10 . 19 H 4 8 . 25 4 . 8 . 25 7 . 9 . 18	住民立会 " " "
三 朝 町	鳥取県中部森林組合 中部砂利生産協同組合 田栗信稔 川本仁志 広田正和 小椋興業(有) 三朝町農業協同組合 山本宏志	木 材 ・ 木 製 品 土 石 畜 産 " 土 石 " 給 油 所 畜 産	S 57. 10 . 14 58. 5 . 2 60. 5 . 15 60. 8 . 13 60. 10 . 11 61. 5 . 7 H 2 . 7 . 6 2 7 6	住民立会

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業(工場)等			
三朝町	(有)磯江商事	真砂土採取	4.12.8	
関金町	日本海環境(有)	産業廃棄物処理	H7.4.12	県立会
北条町	山陰自動車整備工業(株)	車 輛 整 備	S50.9.20	住民立会
	中部建設協同組合	土 石	50.6.28	〃
	三陽合織(株)	紡 績	53.10.5	〃
	前川菊次	農 産 物 処 理	52.6.13	〃
	北条町農業協同組合	ライスセンター	52.3.19	〃
	中部舗装(株)	アスファルトプファント	54.10.31	〃
	北条町農業協同組合	畜 産	56.6.15	〃
	県中央自動車協同組合	車 輛 整 備	56.8.20	〃
	相模ハム(株)	食 品 加 工 業	59.9.1	〃
	(有)北条リョーコアパレル	衣料品製造加工販売	63.1.26	〃
	鳥取県農業協同組合連合会	住 宅 団 地	H5.5.24	
(有)吉村オートサービス	車 輛 整 備	H7.1.9		
大栄町	(株)河鶴	食 料 品 製 造	S51.11.17	(大根つけもの)
	大栄町農業協同組合	木 材 木 製 品	52.12.20	(バーグ粉碎)
	東伯町農業協同組合	畜 産	55.2.25	
	鳥取サンシャインセンター	ク リ ー ニ ン グ	50.4.11	
	新興螺子(株)	機 械 部 品 製 造	55.5.30	
	(有)岡崎種鶏場	畜 産	59.5.11	
	中原健治	〃	63.12.21	
	梅窪広信	〃	H元.11.14	
	白山環境開発(株)	最 終 処 分 場	元.11.24	知事立会
	鳥取県環境保全事業協同組合	〃	5.2.8	
	大栄町農業協同組合	ライスセンター	S52.11.11	町立会
	住 民 扶桑木材(株)	建 材	47.1.20	〃
	〃 大栄町農業協同組合堆肥センター	肥 料	56.10.3	〃
	〃 〃 〃	〃	57.12.13	〃
	〃 〃 〃	〃	58.7.27	〃
	〃 新木木工(株)	木 材 木 製 品	H3.8.26	〃
〃 小椋スレート工場	窯 業 ・ 土 石	3.12.5	〃	
赤碕町	富士西産業(株)	食 料 品 製 造	S48.10.28	県立会
	赤碕町農業協同組合	農 産 物 加 工	51.12.15	〃
	赤碕町生コン(株)	生コンプファント	49.12.27	住民立会
	上野水産(株)	水 産 食 料 品	49.1.22	
	赤碕町農業協同組合	ライスセンター	53.12.7	
	鳥取県農業協同組合連合会	家 畜 市 場	H4.11.25	住民立会

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等			
東 伯 町	東伯町農業協同組合	畜 産	S 53. 8 .21	
	下伊勢畜産団地組合	〃	53. 2 .20	住民立会
	川本正一郎	〃	61.10. 3	
	東伯町農業協同組合	〃	61.12. 5	
	〃	〃	〃	覚 書
	〃	〃	62. 7 .27	同意書
	〃	〃	63. 5 .26	
	近 藤 弘	牛 舎	63. 5 .26	
	小 前 孝 夫	〃	〃	
	三 島 英 幸	〃	〃	
	池 山 敏 明	〃	〃	
	西 本 和 昭	〃	〃	
	東伯町農業協同組合	畜 産	58. 6 .15	住民立会
	〃	〃	58.12. 7	〃
	〃	〃	58.12.16	〃
	〃	〃	60 3 6	〃
	〃	〃	H 2 5 .14	〃
	〃	〃	4 5 11	確約書
	生田孝信	〃	4 9 30	〃
	東伯町農業協同組合	〃	5 .12. 2	〃
	〃	〃	5 .12.27	住民立会
	〃	〃	6 . 9 . 5	確約書
住 民	〃	〃	S 52.12.28	町立会
〃	〃	〃	53. 8 .10	
〃	〃	〃	55. 3 .25	覚 書
〃	〃	〃	60. 3 . 6	〃
〃	(有)東和資料	廃 品 処 理 業	58 2 23	町立会
〃	東伯町農業協同組合	畜 産	58.12.15	覚 書
〃	〃	〃	58.12.16	〃
〃	〃	〃	58.12.25	〃
〃	〃	〃	60. 1 8	〃
〃	〃	〃	60. 1 . 9	〃
〃	〃	〃	60. 1 .14	〃
〃	〃	〃	60. 1 .25	〃
〃	〃	〃	60. 2 .12	〃
〃	〃	〃	60. 3 . 1	〃
〃	〃	〃	60. 3 3	〃

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考	
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等				
東 伯 町 住 民	東伯町農業協同組合	畜 産	S 60.3.4	覚 書	
	〃	〃	60.3.5	〃	
	〃	川本有希子	〃	60.9.30	〃
	〃	東伯町農業協同組合	〃	63.12.20	〃
	〃	三浦幹雄	〃	H元 8.31	〃
	〃	東伯町農業協同組合	〃	4.4.10	覚 書
	〃	〃	〃	5.11.23	〃
	〃	〃	〃	5.11.27	〃
	〃	〃	〃	5.11.28	〃
	〃	〃	産業廃棄物処理業	5.12.27	〃
名 和 町 住 民	山陰畜産(株)	畜 産	S 48.12.14		
	山陰畜産(株)	〃	58.3.15		
	(株)鳥取県食肉センター	畜 産 加 工	57.7.30		
	〃	〃	59.9.25		
	鳥取県経済農業協同組合連合会	畜 産	58.10.17		
	〃	〃	H 4.7.28		
	(株)中部芝	ゴルフ練習場	3.4.5		
	ファミリー(株)	健康器具製造	4.9.25		
	日本海開発(有)	産業廃棄物処理業	4.10.12		
	〃	〃	6.11.21		
	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	6.11.29		
	枝谷純拓	〃	S 50.10.11		
	名和食鶏(有)	〃	54.10.24		
	キマチ医院	医 療	58.5.19		
(有)山水園	畜 産	51.5.10			
山陰畜産(株)	農 業 資 材	49.6.10			
レッキス工業(株)	機 械 製 造 業	H 8.5.16			
中 山 町	(株)中部芝	農 業 資 材	H 3.4.5		
大 山 町	(株)近畿北コン	生コンプント	S 48.1.31	住民立会	
	(株)片木アルミニウム製作所	非鉄金属製品	60.10.17		
	山陰養殖漁業組合	養 殖	62.4.21		
	山陽(株)	金 属 製 品	H 3.4.29		
西 伯 町	江崎グリコ(株)	食 料 品 製 造	S 49.11.20	覚書 覚書(県立会)	
	嶋田プレシジョン(株)	プラスチック加工	59.12.22		
	エヌオウケイメグラスティック(株)	自動車部品製造業	H元.7.28		
	エレテック鳥取(株)	電子部品製造業	2.6.1		

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等			
西伯町	(株)タナカ	土 砂 採 取 業	H 8 . 3 . 25	
淀江町 住 民 〃 〃 〃 〃 〃	朝日住建	コ ル フ 場	S 63 . 8 . 26	
	大勇自動車	車 輛 整 備	50 . 5 . 15	
	山根 巖	病 院	53 . 12 . 25	
	山本金属工業(株)	電 気 製 品 製 造	48 . 12 . 28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53 . 8 . 17	
	(株)ツカサ製作所	電 気 製 品 製 造	50 . 12 . 28	
	鳥取ダイハツ販売(株)	自 動 車 販 売	H元 10 3	町立会
	環境プラント工業(株)	最 終 処 分 場	4 5 . 21	〃
	社会福祉法人養寿会	食 品 製 造	8 4 30	
	環境プラント工業(株)	最 終 処 分 場	S 63 . 9 . 26	町立会
	〃	米子精工(株)	機 械 加 工	51 2 13
〃	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	50 2 13	〃
〃	〃	〃	59 . 8 . 17	〃
〃	(協)大協組	土 石	49 . 10 . 21	〃
〃	ニューキング	パ チ ン コ 店	58 . 6 . 23	〃
会見町	栗村製作所	機 械 器 具 製 造	S 49 . 5 . 15	
	西部製砂協同組合	土 石	56 . 6 . 29	県立会
	(株)三徳開発	最 終 処 分 場	H 2 6 4	住民立会
	丸福石油(株)	〃	4 4 21	〃
	アルバトロス株式会社	産 廃 最 終 処 分 場	5 11 15	地元区長立会
岸本町	丸福石油(株)	最 終 処 分 場	H 3 . 10 . 31	住民(小野区)
	大山グリーン開発(株)	ゴ ル フ 場	4 4 17	
	グリーンパーク大山(株)	〃	4 . 10 . 1	住民(小野区)
	アルバトロス(株)	最 終 処 分 場	5 . 11 . 17	〃
	〃	〃	6 . 6 . 7	〃
	鳥取県西部広域行政管理組合	不燃物処理・再生・再利用	7 . 1 . 9	
日吉津村	王子製紙(株)	パ ル プ ・ 紙 製 品	H 6 . 1 . 24	
日野町	矢崎部品(株)	電 気 製 品	S 51 . 6 1	
	慶南産業(株)	砕 石 採 取	58 9 30	住民立会
	落合建材	真 砂 土 採 取	62 . 1 . 26	
日南町	セントラル日清ファーム(株)	畜 産	S 49 . 10 . 2	住民立会
	大阪YMCA	キ ャ ン プ 場	55 . 9 . 30	覚書
	日南砕石(有)	土 石	58 . 12 . 1	
	生山礦業(株)	〃	57 . 2 . 2	
	生山礦業(株)	〃	60 . 3 . 5	
	山陰食鶏農協 三吉食鶏組合	養 鶏	60 . 7 1	覚書(含む住民)

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
日南町	(株)日南フーズ	製 造 業	H元.6.28	
	生山礦業(株)	山 林 開 発	元.10.20	住民立会
住 民	山陰食鶏農協	養 鶏	S63.11.9	覚書(町立会)
"	"	"	H元.10.26	"
"	日南町	ゴミ焼却処理施設	元.3.29	覚書
溝口町	(株)大協組	真砂土採取	S56.3.4	
"	大橋産業(有)	"	58.7.5	住民立会
"	美保土建(株)	"	63.7.19	
"	丸福石油(株)	"	63.9.27	住民立会
"	(株)大山アークカントリークラブ	ゴ ル フ 場	H元.3.22	"
"	大山グリーン開発(株)	"	3.12.3	"
(組合)	創価学会	研 修 所	6.7.28	"
	愛知三菱自動車販売(株)	乗 場 施 設	4.2.27	"